

Q&A

Q1.私は定額減税・調整給付の対象ですか。

A1.定額減税の対象となる方は、特別徴収税額通知または納税通知書に適用されている定額減税の金額を記載しますのでご確認ください。ただし、記載されている金額は令和6年度個人住民税における定額減税をした額、定額減税をしきれなかった額となります。そのため、所得税において定額減税をしきれなかった額については確認書に記載されている内容をご確認ください。

Q2.私はどの自治体から定額減税・調整給付を受けるのでしょうか。

A2.個人住民税の定額減税および調整給付を実施するのは令和6年度個人住民税を課税されている自治体となります。また、所得税における定額減税については国税庁となりますので、詳細は国税庁定額減税特設サイトをご確認ください。

Q3.調整給付の給付額が不足していることが判明した場合はどうなりますか。

A3.令和6年分推計所得税額については、市で把握している令和5年分の所得状況などの情報に基づき、給付額が算定されることを踏まえ、令和6年分所得税および定額減税の実績額などが確定した後、調整給付に不足が生じる場合には、令和7年度に追加で不足分の支給を行う予定です。個人住民税の年税額が年度途中で修正されたことにより調整給付に不足が生じた場合も同様に令和7年度に追加で不足分の支給を行う予定です。

Q4.住宅ローンやふるさと納税などの税額控除を受けている場合はどうなりますか。

A4.住宅ローン控除やふるさと納税などの税額控除適用後に、住民税所得割額や所得税額がある場合、定額減税で控除しきれない分を支給します。

Q5.給付金は課税対象になりますか。

A5.「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」に基づき非課税であり、差押え等ができないものとなります。また、生活保護制度においても、今回の給付は収入として認定しないこととされています。

Q6.令和6年度住民税非課税世帯等給付金を受給した後、税額更正により調整給付の対象となった場合はどうなりますか。

A6.ご本人様からの申請によって調整給付を受給することができます。ただし、住民税非課税世帯等給付金で受給した10万円を返還していただく必要があります。